

■□ 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、あらゆる分野において、対等な立場で、それぞれの個性と持てる能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合い、生き生きと生きられる「男女共同参画社会」は、私たちが目指すべき社会です。

我が国では、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉え、その力を最大限に発揮できるようにしていくことが重要として、「日本再興戦略（平成 25（2013）年 6 月）」以降、女性活躍の旗を高く掲げ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）」の制定、仕事と家庭の両立に向けた環境の整備、女性役員の登用に向けた企業への働きかけなどの取り組みが加速的に進みました。

一方で、平成 27（2015）年には、国連において、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、あらゆる分野における女性の参画、平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられました。これに沿って世界的な取り組みが加速する中で、我が国における男女共同参画の推進状況は、世界経済フォーラム（World Economic Forum）が毎年公表する「ジェンダーギャップ指数（経済、政治、教育、健康の 4 分野の女性の地位分析）」2019 年において、153 か国中 121 位で、政治分野、経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっており、先進国でも低水準となっています。

本市においては、平成 18（2006）年 3 月に第 1 次男女共同参画計画（10 か年計画）、平成 27（2015）年 3 月に第 2 次男女共同参画計画（5 か年計画）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の視点から横断的に推進事業に取り組むとともに、社会的機運醸成や行動変容につながるよう取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、依然として、家庭、地域、職場など、あらゆる分野で性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見、またそれらに起因する社会通念や慣行・慣習などは根強く残っており、女性の社会進出が進む一方で、非常時に一層顕在化してきたジェンダー諸課題など、緊急かつ重要な課題が散見されています。

ジェンダーによる格差が依然として大きい中においては、「男女」という枠組みでその解消を目指していくことが必要ですが、さらに進めて、ダイバーシティ*の視点から課題を認識していくことも求められています。

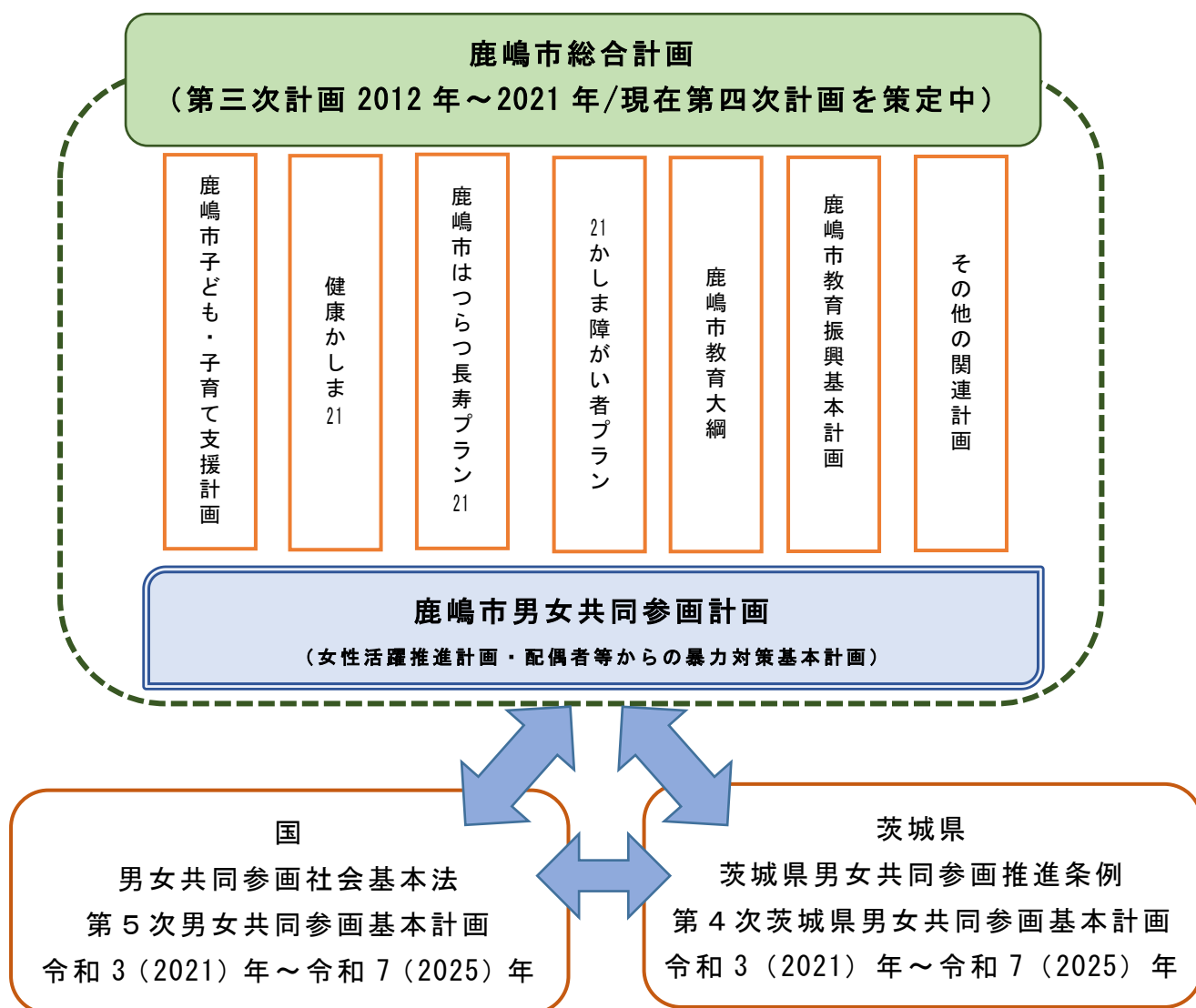
今後さらに人口減少が進み，社会経済情勢が急激に変化する中においては，将来にわたって，多様性に富んだ豊かで活力あふれる鹿嶋らしいまちづくりを実現していくために，男女共同参画社会，ダイバーシティ社会に対するなお一層の取り組みが必要です。

このため，国内外の状況や社会的潮流，法律に基づいた視点，上位計画である「鹿嶋市総合計画」を踏まえ，市の目指すべき姿と施策の方向性を示した「第3次鹿嶋市男女共同参画計画」を策定するものです。

* ダイバーシティ：「多様性」のこと。性別や国籍，年齢などにかかわらず，多様な個性が力を発揮し，共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付け、「鹿嶋市総合計画」を上位計画とし、その他の関連する計画に係る男女共同参画の取り組みの方向性を示し、男女共同参画に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるよう策定するものです。さらに、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「市町村女性活躍推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV 防止法」という。）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村配偶者等からの暴力対策基本計画」を包含した計画として位置づけます。

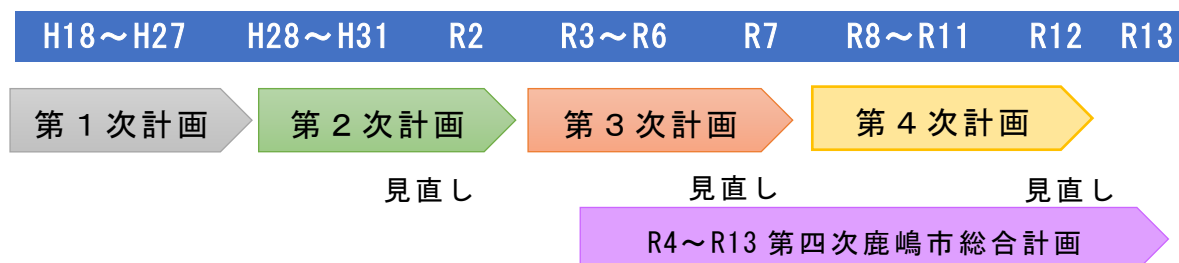


関連法：

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法。昭和 47 年法律第 113 号）」 / 「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）」

3 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度までの5か年を計画期間とします。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、第2次計画の進捗状況を検証するとともに、男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、男女共同参画の推進状況を分析するとともに、鹿嶋市の男女共同参画に関するご意見・ご要望をうかがい、策定の基礎資料としました。

これらの資料をもとに、国、県の方向性を踏まえ、市の課題を整理した上で、男女共同参画の推進を図ることを目的に設置する『鹿嶋市男女共同参画推進委員会』において計画内容の審議を進めました。